

みどモス 応援券 第3弾



を配布します

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格や物価の高騰により、経済的な負担が増加している市民生活を応援するとともに、市内での消費を促し、地域経済の回復を図るため「みどりにもっとスマイル応援事業」を再度実施します。

問い合わせ先 商工課商工労政係 ☎ (76)1938

市民の皆さんへ

これまでと同様に取扱店（全業種）で使用できます。市内の「みどモス応援券取扱店」の表示（のぼり旗・ポスター・ステッカー）があるお店などで使用できます。

- | | |
|------|---|
| 応援券 | 1人当たり 5,000 円（500 円券×10 枚） |
| 使用期間 | 12 月 1 日（休）～令和 5 年 1 月 31 日（火） |
| 配布方法 | 世帯主宛てに世帯全員分の応援券を簡易書留により、11 月中旬から順次郵送します。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・不在により受け取れず、郵便局の不在通知票が届いていた場合には、郵便局で期限までに必ず受け取ってください。・購入金額が応援券額面に満たない場合でも釣り銭は出ません。・使用期間を過ぎた応援券は、原則無効となりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、使用期間を変更する場合があります。その場合は、市ホームページなどでお知らせします。 |



店舗などを営む皆さんへ

応援券を使用できる取扱店を随時募集します。登録料など取扱店の負担はありません。市民の皆さんがさまざまな店舗でできるように、ぜひ取扱店として参加してください。

- | | |
|------|---|
| 参加資格 | 市内に店舗、事業所などを有する事業者
※一部参加できない場合がありますので、詳しくは市ホームページに掲載している「みどモス応援券取扱店募集要領」をご確認ください。 |
| 申請方法 | 取扱店登録申請書に必要事項を記入し、商工課（大間々庁舎）へ提出してください。商工会の会員については、商工会でも受け付けています。
申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課および商工会でも配布しています。（複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請が必要） |
| 申請期限 | 12 月 28 日（火） |
| 換金方法 | 使用された応援券に必要書類を添えて、換金期間内に市が指定する取次金融機関（市内各支店）で手続きしてください。窓口で即日換金できます。
市指定取次金融機関 ▶ 新田みどり農業協同組合 3 支店・桐生信用金庫 4 支店 |
| 換金期間 | 12 月 15 日（木）～令和 5 年 2 月 15 日（水）
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。 |